

地域自律に向けた都市制度の見直しに関する提言

中核市制度は平成 7 年に創設され、平成 8 年に 12 市が初めて中核市の指定を受けて、現在では 41 市が指定を受けている。

我々中核市は、地方分権の牽引役として移譲された権限を活用し、市民に身近で自律的な総合行政主体として市民サービスの向上を積極的に推進するとともに、地域の中核として周辺の基礎自治体と連携して地域の発展に努めてきた。

しかし、現在の中核市制度においては、中核市がこうした役割を果たす上で十分な権限を移譲されておらず、権限に見合う財源も十分に措置されていない。そのため、中核市の指定の申し出の要件である人口 30 万以上を満たしながらも、中核市への移行に踏み切れない市も少なからず存在する。こうしたことから、中核市制度が必ずしも十分に機能しているとは言えない状況にある。

地域のことは地域が決めるという基本理念の下、これまで以上に自律した活力ある地域を実現し、ひいては我が国全体の活力を高めるには、我々中核市がその能力を最大限発揮することが不可欠であり、そのためには、中核市制度の一層の拡充、さらには地方自治法の改正を伴う都市制度の抜本的な見直しが必要である。

したがって、中核市市長会では、地域自律の観点から都市制度の見直しについて、次のとおり提言する。

1 中核市が自律的な都市経営を行い、市民サービスの向上を図る上で必要な権限を早期に移譲するとともに、権限に応じた財源の移譲を確実に行うこと

市民本位の視点に立ち、中核市が地域の状況に即した行政を総合的かつ自律的に遂行するために必要な権限を早期に移譲するとともに、かかる権限の執行に必要な税財源の移譲を確実に行うこと。

特に、県費負担教職員の人事権をはじめとした現在政令指定都市が有している権限及び財源については、中核市の能力及び状況に応じて早期に移譲すること。

ただし、中核市に移譲されるべき権限については、全て一律に定めるのではなく、各中核市の地域特性及び市民サービスへの影響等の観点から柔軟な制度設計を行うこと。

2 中核市が地域の中核として周辺基礎自治体との広域的な連携を円滑に行うために必要な措置を早期に講じること

中核市が地域の中核として多様な役割を期待されていることを踏まえ、地域特性に応じて周辺基礎自治体との連携を円滑に行えるよう、財源措置のあり方を含め、広域連携の仕組みの見直しを行うこと。

特に、定住自立圏構想については、地域の中核としての役割を果たしながらも要件に適合しない中核市も存在することから、より地域の実情に合った制度となるよう中心市要件の緩和等の見直しを図ること。

3 都市制度については、区分を含めて抜本的に見直し、地域の自律的發展に資する都市制度として再構築すること

補完性の原則に基づき、国・広域自治体・基礎自治体の役割を明確にした上で、政令指定都市及び中核市等の区分を含めて都市制度を抜本的に見直すこと。

見直しにあたっては、都市の規模や能力、地域における役割等に応じて権限及び財源を適切かつ大胆に配分するとともに、現在の中核市規模の基礎自治体については総合行政主体として地域において自律的な都市経営が行える都市制度に再構築すること。

また、基礎自治体がより自律的な都市区分へ移行することを推進するため、区分の移行に際して生じる財政負担に対する支援、移行の手續の簡素化及び基礎自治体の行政基盤の拡大の促進等を図ること。

4 都市制度の抜本的な見直し及び地方行政に影響を及ぼす重要施策の制度設計にあたっては、中核市の意見を十分に取り入れること

地方制度調査会及び国と地方の協議の場等において、都市制度の抜本的な見直し及び地方行政に影響を及ぼす重要施策の制度設計に関する審議・協議を行うにあたっては、中核市をはじめとする都市区分ごとの代表者が参加する分科会又は専門部会等を設置して調査・検討を行うなど、中核市の位置付けを明確にし、その意見を反映させるための具体的な枠組みを構築すること。

また、その他様々な形で中核市市長会と意見交換する機会を設け、地方が抱える課題に関する情報を共有し、中核市市長会の意見を積極的に施策に反映させること。

平成23年11月 2日

中 核 市 市 長 会